

【最近の動き】建築基準法施行令の改正に向けた検討案（総則・単体規定関係）に関する意見募集がありました。

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法施行令の改正に向けた検討案（総則・単体規定関係）に関する意見募集がありました。その一覧をご紹介します。今後、検討の進捗に応じて再度意見募集の実施する予定があります。

パブリックコメント <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180735&Mode=1>

技術的助言に記載の改正項目の概要

番号	項目	関係条文
1	維持保全に関する準則又は計画の作成等を要する建築物等	-
2	階数4以上又は高さ16m超の木造建築物等に関する技術的基準	-
3	特定特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準	法第27条第1項関係
4	小規模な特定特殊建築物の特例に関する技術的基準	-
5	遮音性能に関する技術的基準	法第30条第2項関係
6	窓その他の開口部を有しない居室	法第35条の3関係
7	防火区画等に関する技術的基準	-
8	避難規定に関する技術的基準	-
9	避難安全検証	-
10	防火地域又は準防火地域内の建築物に関する技術的基準	-
11	遊戯施設に関する技術的基準	令第144条関係
12	仮設建築物等に対する制限の緩和	令第147条関係
13	限定特定行政庁の事務	令第148条第2項関係

【最近の動き】「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」に関する意見募集がありました。

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」に関する意見募集がありました。そのなかで、講ずべき施策の方向として、**適合義務制度の対象範囲の拡大**について、検討がありましたので、その概要を紹介します。

詳細は、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）をご確認下さい。<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180734&Mode=1>

適合義務制度の対象範囲の拡大（案）：イメージ図



詳細URL_ 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）.pdfの7枚目にあります
「2.講ずべき施策の方向」より抜粋

- ・中規模建築物（住宅以外）については、適合義務制度の対象に加えたとしても市場の混乱等のおそれがない
- ・住宅及び小規模建築物（住宅以外）については、適合義務制度の対象とした場合、市場の混乱を引き起こすことが懸念される。

【最近の動き】「次世代住宅ポイント制度」の創設について

「次世代住宅ポイント制度」について、平成30年12月21日報道発表されました。この制度は、消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策になります。詳細は以下のアドレスからご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000837.html

概要

消費税率10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与します。

次世代住宅ポイントについて

新築は最大35万円相当、
リフォームは最大30万円
相当のポイントが付与されます。

【編集後記】

新年明けましておめでとうございます。新年号となります今回のメールマガジンは、建築基準法施行令の改正や省エネ適判について、今後動きがあることが予測される項目を紹介させて頂きました。これらの項目について、詳細が分かりましたら、メールマガジンにて、お知らせいたします。今年は元号が変わるだけでなく、建築をとりまく法規にも動きがありそうです。今後も旬な情報を分かりやすく、お伝えできるよう、精進したいと思います。本年もよろしくお願いします。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：城ヶ原・中川・中尾
TEL：06(6966)7565
E-mail：kakunin@gbr.or.jp